

河内長野市地域福祉推進協議会会議の傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、本市の審議会等の会議の公開に関する指針を踏まえ、河内長野市地域福祉推進協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴定員)

第2条 会議を傍聴できる者の定員は、10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

(傍聴手続き)

第3条 傍聴の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、係員の指揮により傍聴席に着かなければならない。
- (2) 傍聴者は、会議開会時刻の15分前までに集合するものとする。
- (3) 傍聴者の受付は抽選により行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員に満たない場合は、先着順で傍聴者を決定する。
- (4) 傍聴者の入場は、傍聴定員に達したとき、または会議の開会時刻をもって終了する。
- (5) 傍聴者の交替は認めないものとする。
- (6) 傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(傍聴者の遵守すべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 放言等により騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻き、腕章及びたすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を受けた者は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定めに従うことを命じ、なおその命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議に傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年3月29日から施行する。